

# 道路使用許可等 駐車許可等 の郵送交付開始 (2021年1月25日～)

## 対象業務

- ▶ 道路使用許可
- ▶ 駐車許可・通行許可
- ▶ 通行禁止・駐車禁止除外(即日交付のものを除く。)
- ▶ 制限外積載等許可
- ▶ 規制除外車両の事前届出
- ▶ 緊急通行車両等の確認届出(2023年9月1日～)

※許可等を要する日が切迫(要許可日まで道路使用許可は平日10日、その他は平日6日以内)している場合は郵送交付ができません。

また、書類の分量が多く、レターパックプラスで送付できないものなども郵送交付ができません。

## 方法

- ① 許可証等の郵送を希望する場合は、**レターパックプラス**(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で購入できます。)を購入し、宛先に**許可証等の郵送先を記載**してください。
- ② 各種申請書類等提出の際、レターパックプラスを提出して「**郵送交付希望**」であることを係員にお伝えください。

## 注意事項

- ◇ **レターパックプラス以外のものは受け付けません。**
- ◇ レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者の負担となります。
- ◇ 郵送を希望されない場合は、今までどおり警察署窓口で許可証等を受け取ることができます。

ご不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署交通課までお問い合わせください。